平成２４年（フ）第１６６号
大分市南津留13番４号レオパレス21ｎｉｋｉ203
債務者　河野　浩昭
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
宮崎市江平東町１番地４　本口コーポ201号
債務者　池田　末雄
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８４号
北海道苫小牧市元中野町２丁目５番１号　２階
債務者　増井　充明
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５６１号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町24番地３　レジデンス門脇211
債務者　有路　　茂
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１０号
京都市下京区西木屋町通松原下る難波町417番地　アスターナ21―203
債務者　奈佐　憲治
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
京都市伏見区桃山井伊掃部西町７番地１　ハイツエイワＡ―205号
債務者　藤原　英明
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２９号
京都市右京区梅津南上田町50番地３
債務者　小島　文子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
兵庫県芦屋市若葉町６番２―563号
債務者　黒田住設こと黒田恒久こと　黒田　恒久
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０号
奈良市藤ノ木台２丁目28番25―205号
債務者　ｐｒｏｓｅｎｓｅこと　角田　和之
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
奈良市佐保台２丁目1657番地の84
債務者　林　扶美子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６７号
奈良市富雄北３丁目24番15―720号
債務者　石渡　　瞳（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７３号
奈良県桜井市大字金屋46番地の１
債務者　市田とみ子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
広島県尾道市西土堂町14番11号
債務者　落合　一志
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
愛媛県松山市紅葉町２番50号　第89杉フラットＹＵＵ206号
債務者　辻　小百合
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地12棟24号
債務者　加野　信一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
愛媛県松山市生石町285番地
債務者　花山イメルダこと　花山イメルダパルナオ
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６３号
愛媛県松山市堀江町甲2035番地16
債務者　上田　弘幸
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
松山地方裁判所民事部